

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第57号） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(前文)</p> <p>世界各地において、地球温暖化に起因するとみられる猛暑、集中豪雨、異常少雨等による被害が深刻化し、海面の上昇、森林火災、自然生態系への影響等、全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機ともいえる時代に突入している。</p> <p>人為的に排出され続けている温室効果ガスによって地球温暖化は更に進行しており、また、これに起因する自然災害の更なる頻発化、激甚化等が予測され、今、我々は、豊かな地球環境を将来の世代に引き継ぐことができるかどうかの岐路に立っている。</p> <p>このような状況の下、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書から大きく飛躍したパリ協定が発効し、世界は21世紀後半までに脱炭素社会の実現を目指すこととなり、さらに、令和32年頃に二酸化炭素排出量正味ゼロを達成することで、地球温暖化による地球環境への影響を軽減できることが、気候変動に関する政府間パネルの報告書において示された。</p> <p>京都には、自然、命への感謝の念を大切に、健康的で環境負荷の低減された豊かな食文化をはじめとする、1200年を超える悠久の歴史の中で培われてきた自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統が息づいている。</p> <p>これまでから、本市は、こうした文化や伝統を礎に、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止するための取組を先駆的かつ積極的に推進し、着実に成果を挙げてきたが、脱炭素社会の実現は極めて高い目標である。</p> <p>現在を生きる我々が、豊かな地球環境を将来の世代に継承するという責任を果たすため、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定</p>	<p>(前文)</p> <p>世界各地において、地球温暖化に起因するとみられる猛暑、集中豪雨、異常少雨等による被害が深刻化し、海面の上昇、森林火災、自然生態系への影響等、全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機ともいえる時代に突入している。</p> <p>人為的に排出され続けている温室効果ガスによって地球温暖化は更に進行しており、また、これに起因する自然災害の更なる頻発化、激甚化等が予測され、今、我々は、豊かな地球環境を将来の世代に引き継ぐことができるかどうかの岐路に立っている。</p> <p>このような状況の下、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書から大きく飛躍したパリ協定が発効し、世界は21世紀後半までに脱炭素社会の実現を目指すこととなり、さらに、令和32年頃に二酸化炭素排出量正味ゼロを達成することで、地球温暖化による地球環境への影響を軽減できることが、気候変動に関する政府間パネルの報告書において示された。</p> <p>京都には、自然、命への感謝の念を大切に、健康的で環境負荷の低減された豊かな食文化をはじめとする、1200年を超える悠久の歴史の中で培われてきた自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統が息づいている。</p> <p>これまでから、本市は、こうした文化や伝統を礎に、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止するための取組を先駆的かつ積極的に推進し、着実に成果を挙げてきたが、脱炭素社会の実現は極めて高い目標である。</p> <p>現在を生きる我々が、豊かな地球環境を将来の世代に継承するという責任を果たすため、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定</p>

書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドライン(2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良をいう。)が採択された地として、文化や伝統、さらには、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという進取の気風を生かして、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる事業活動及び日常生活への転換を図っていく必要がある。

ここに、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会(二酸化炭素排出量正味ゼロ(人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。))を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。))を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わ

書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドライン(2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良をいう。)が採択された地として、文化や伝統、さらには、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという進取の気風を生かして、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の量が実質ゼロとなる事業活動及び日常生活への転換を図っていく必要がある。

ここに、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年までに温室効果ガス排出量実質ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会(温室効果ガス排出量実質ゼロ(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量と森林等の吸収源による温室効果ガスの除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。))を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。))を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(基本理念)

なければならない。

(1) 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。

(以下略)

(本市の削減目標)

第4条 本市は、令和12年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)を、平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量からその40パーセントに相当する量以上の量を削減した量とすることを目標とする。

第3条 地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 事業活動及び日常生活において、温室効果ガス排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。

(以下略)

(本市の削減目標)

第4条 本市は、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)を、次の各号に掲げる年度までに、当該各号に掲げる量とすることを目標とする。

(1) 令和12年度 平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(以下「基準年度排出量」という。)からその46パーセントに相当する量以上の量を削減した量

(2) 令和17年度 基準年度排出量からその60パーセントに相当する量を削減した量

(3) 令和22年度 基準年度排出量からその73パーセントに相当する量を削減した量